

熊本県養護教諭研究会役員選考内規

第1条 目的

会則第7条の定めるところにより、役員選考に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 選考方法及び対象

1 会長・副会長の選考については以下の通りとする。

(1) 会長・副会長については、該当ブロックの中から候補者を選出し、選考委員会で選考する。

(2) 選考委員は、運営委員及び専門委員より会長が委嘱する。

2 書記及び会計は、会長が委嘱する。

3 理事は、各地区より1名ずつ選出し、会長が委嘱する。但し、熊本市は2地区とみなす。

荒尾・玉名（1名）山鹿（1名）菊池（1名）阿蘇（1名）上益城（1名）

熊本市（2名）

宇城（1名）八代（1名）人吉・球磨（1名）芦北・水俣（1名）天草（1名）

4 運営委員は、理事の中から選出する。

5 監事は、会長が委嘱する。

第3条 ブロック構成について

会長・副会長選出におけるブロックについては当分の間以下の通りとする。各ブロックの持ちまわりは別表の通りとする。

Aブロック：（1 荒尾・玉名 2 山鹿、菊池 3 阿蘇、上益城）

Bブロック：（4 熊本市）

Cブロック：（5 宇城、天草 6 八代、人吉・球磨、芦北・水俣）

附則 この内規は、平成20年6月20日より施行する。

この内規は、平成23年6月10日より施行する。

（荒尾と玉名を合併、上益城を県央ブロックから県北ブロックへ、宇城を
県央ブロックから県南ブロックへ変更する）

この内規は、平成30年6月15日より施行する。

この内規は、令和3年6月11日より施行する。

(別 表)

年 度	会 長	副 会 長	副 会 長
平成20年度	C 村 上	B 瀬 口	A 森 川
21	B 瀬 口	C 水 野	A 森 川
22	B 瀬 口	A 曾 我	C 水 野
23	A 曾 我	C 井 上	C 水 野
24	A 曾 我	B 川 下	C 井 上
25	B 川 下	A 田 上	C 井 上
26	B 川 下	C 田 中	A 田 上
27	C 田 中	B 泉	A 田 上
28	C 田 中	A 奥 井	B 泉
29	A 奥 井	C 福 岡	B 泉
30	A 奥 井	B 山 本	C 福 岡
令和 元年度	B 山 本	A 内 村	C 福 岡
2	B 山 本	C 宮 崎	A 内 村
3	C 宮 崎	B 今 坂	A 内 村
4	C 宮 崎	A 後 藤	B 今 坂
5	A 後 藤	Cブロック	B 今 坂
6	A 後 藤	Bブロック	Cブロック
7	Bブロック	Aブロック	Cブロック
8	Bブロック	Cブロック	Aブロック
9	Cブロック	Bブロック	Aブロック
10	Cブロック	Aブロック	Bブロック